

# 製造業で死亡災害激増!!

兵庫労働局

平成28年の兵庫県下での労働災害による死亡者数は44名となり、特に製造業では全国でワースト1となりました。

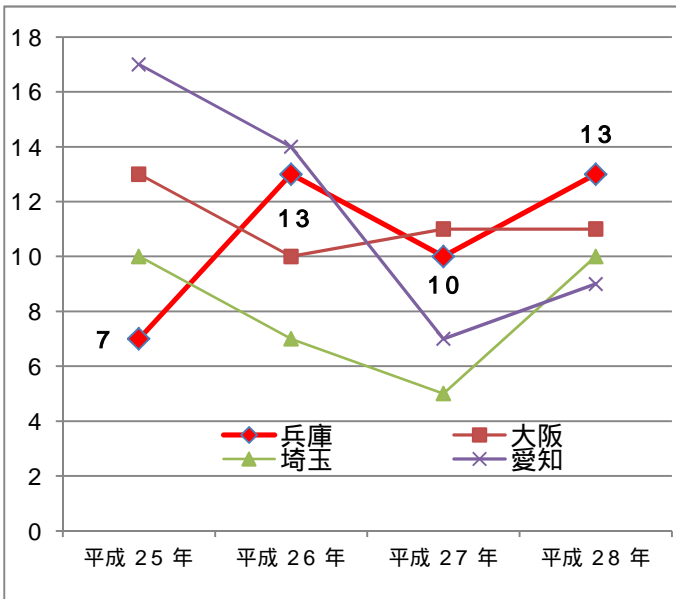
また、本年も製造業では既に3名(4月24日現在)の尊い命を失う事態となっています。

本年は第12次労働災害防止計画の最終年度であり、死亡災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標としていますが、現状では達成が厳しい状況にあります。

このような状況の中、特に昨年大幅に増加した製造業での災害をこれ以上発生させないため、兵庫労働局では、本年5月1日から6月30日までの間、「製造業死亡重篤災害防止運動」を展開し、死亡災害の撲滅を図ることとしています。

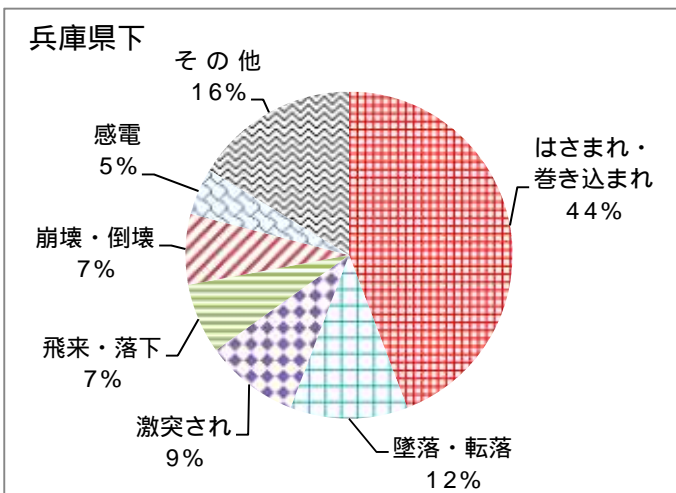
本リーフレットでは、製造業での死亡災害の発生状況、災害事例及び労働災害防止のための自主点検表を掲載していますので、事業場における安全活動の参考とされ、労働災害の防止に一層努めてください。

第12次防期間中の製造業の死亡災害の局別

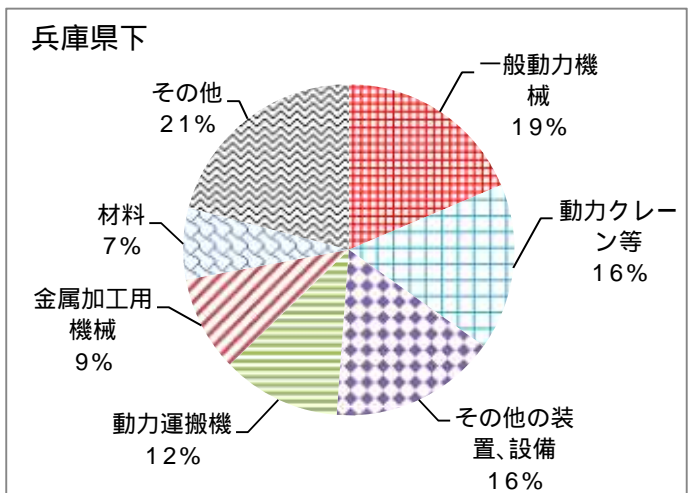


	兵庫	大阪	埼玉	愛知
食料品製造業	2	1	0	2
繊維工業	0	1	0	1
パルプ等製造業	1	0	2	0
化学工業	1	1	2	0
窯業土石製品製造業	1	0	0	1
鉄鋼業	1	2	0	3
非鉄金属製品製造業	1	0	2	0
金属製品製造業	2	3	0	1
電気機械器具製造業	1	0	0	0
輸送機械製造業	2	1	0	1
その他の製造業	1	2	4	0
<b>製造業小計</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>9</b>

第12次防期間中の製造業の死亡災害の事故の型別



第12次防期間中の製造業の死亡災害の起因物別



# 「製造業死亡重篤災害防止運動」実施要綱

## 1 趣旨

平成 28 年における製造業の死亡災害は 13 件発生し、第 12 次労働災害防止計画の最終年度を前にして製造業の死亡災害発生件数が全国ワースト 1 となった。

本年は、死亡災害を平成 24 年比で、15%以上減少させることを目標とした同計画の最終年度であるが、平成 28 年の現状は、全産業の死亡災害が、平成 24 年の 43 件を上回る 44 件発生している。特に製造業においては、平成 24 年の死亡災害発生件数が 9 件であったものが 13 件発生し、目標達成が依然として厳しい状況にある。

もとより死亡災害はあってはならないものであり、兵庫労働局は、この事態を打開するため、平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間「製造業死亡重篤災害防止運動」を展開し、以下の取組を実施して死亡災害の防止を期する。

## 2 期間

平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日

## 3 主唱者

兵庫労働局、管下各労働基準監督署

## 4 協力者

一般社団法人兵庫労働基準連合会、各労働基準協会

## 5 実施者

各事業場

## 6 主唱者及び協力者の実施事項

- (1) 本運動を効果的に推進するための各種団体への協力要請
- (2) 関係団体の会員誌等の媒体を通じての広報
- (3) 兵庫労働局のホームページへの掲載
- (4) 兵庫労働局長による安全パトロールの実施
- (5) 労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- (6) 製造業の死亡災害防止に係る周知啓発資料の配布
- (7) 事業場が行う実施事項について指導援助

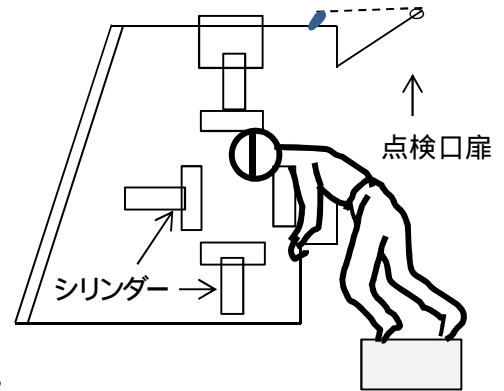
## 7 実施者の行う事項

- (1) 運動期間中に行う事項
  - ア 経営トップによる死亡災害防止の所信表明
  - イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ウ はさまれ・巻き込まれ災害に特化した設備対策及び安全指導
  - エ 労働災害自主点検表を用いた安全点検
- (2) 年間を通じて実施する事項
  - ア リスクアセスメントの実施
  - イ 安全衛生管理体制の確立及び自主的な安全衛生活動の促進
  - ウ 安全衛生作業マニュアルの整備及び定期的な見直し

# ★★★★ 「はさまれ・巻き込まれ」災害事例 ★★★★★

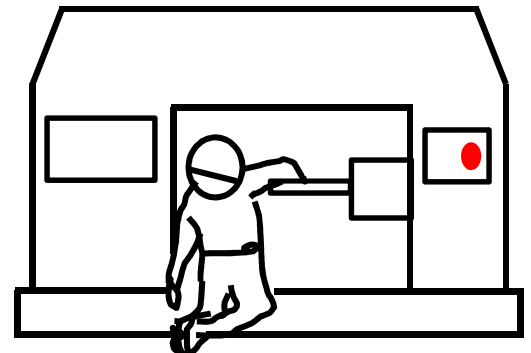
## 1 梱包プレスの点検中にはさまれる

作業種類	機械の点検中
発生状況	紙屑などを直方体に押し固めて排出する梱包プレス機が自動運転中に停止したため、点検口を開けて内部の点検をしていたところ、シリンダーに引っ掛けていた紙の塊が外れ、突然機械が動き出し、上半身をはさまれた。
原因	機械の主電源を切らずに作業を行ったこと。 点検口を開けた時に機械が停止するインターロック機能がなかったこと。 非常作業の作業標準が作成されていなかったこと。
対策	点検を行うときは主電源を切った後に行うこと。 また、主電源の起動装置には起動防止の錠をかけ、起動装置付近に起動防止の表示を行い、他の者が機械を起動することのない措置を行う。 点検口にインターロック機能を設け、開けた時に機械が停止する措置を行うこと。 非常作業の作業標準を作成し、作業者に徹底すること。



## 2 旋盤で研磨作業中に巻き込まれる

作業種類	部品の研磨作業
発生状況	機械部品を旋盤に取付け、サンドペーパーで誤差の調整のための研磨作業を行っていたとき、回転する部品の突起部分に作業服が引っ掛かって巻き込まれ、首を絞められたことにより窒息したもの。 安全装置つきのカバーがあったが、給油する必要から安全装置の機能を失わせ、カバーを開けたまま作業を行っていた。
原因	回転箇所にある安全カバーの機能を失わせて作業を行っており、回転部に接近した作業であったこと。 部品に突起部分があったにもかかわらず、その部分に覆いを設けることなく、作業を行ったこと。 作業手順書を作成せず、作業者の注意に任せられていたこと。
対策	自動運転ができない作業の場合でも、回転する部分に手を近づけて作業を行わないようサンドペーパーを可動式の支持台に取付ける等、安全な方法で行うこと。 通常の作業と異なる作業の場合、作業方法や禁止事項について十分検討を行ったうえで作業を行うこと。



機械の停止 & 電源切り！

# 労働災害防止自主点検表

この自主点検表は、過去において製造業で発生した死亡災害の原因を分析し、その事項を取り入れて作成した自主点検表です。事業場における自主的な安全衛生活動の推進のため、是非とも活用をお願いします。

NO	点 検 項 目	結果 ×	改善 予定日	改善 確認日
1	リスクアセスメントの実施の有無 (危険の洗い出し 評価 対策等の実施)			
2	機械設備の稼働範囲への立入禁止措置の有無 (機械の作動範囲の柵、覆いなどの設置)			
3	機械設備の修理・点検等の非定常作業時における機械設備の停止措置の有無(安全装置などの設置)			
4	機械設備の作業標準の作成の有無 (安全作業マニュアル等の作成)			
5	労働者に対して機械設備の作業標準の周知、安全衛生教育の実施の有無			
6	「安全の見える化運動」の取組の有無 (危険のポイントを「ステッカー」等で張り付け)			
7	安全管理者、安全衛生推進者など安全担当者による、定期的な職場巡視の実施の有無(安全衛生管理体制の確立等)			
8	安全衛生委員会の開催の有無 (労働者の意見聴取の有無を含む)			
9	高齢者労働者に対する安全衛生教育の実施の有無 (高齢者の特性に配慮した作業方法の実施)			
10	4S(整理、整頓、清掃、清潔)の取組の有無			

承認者				作成者	